

【資料 2 主な修正内容の新旧対照表】

新	旧
<u>多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル 4「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u> ア 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、<u>避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう</u>努めるものとする。また、ホームページ等での情報提供も行う。 （ア） 避難の確保を図るため必要な事項 （イ） 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地 イ 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。 （イ） 土砂災害に関する情報の伝達方法 （ロ） 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項 （ハ） その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項 ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。 （3） 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5 段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。 （4） 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。 （5） 前記(4)の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。 （6） 防災（防災・減災への取り組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者<u>に対し、適切な避難行動に関する</u>理解の促進を図る。 （7） 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。 （8） 各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。 （9） 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。 また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、<u>マイ・タイムライン（台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画）の作成方法</u>等について、普及啓発を図るものとする。 （10） 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。 （11） 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及 市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避	ア 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する<u>こと</u>に努めるものとする。また、ホームページ等での情報提供も行う。 （ア） 避難の確保を図るため必要な事項 （イ） 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地 イ 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。 （ア） 土砂災害に関する情報の伝達方法 （イ） 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項 （ハ） その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項 ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。 （3） 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5 段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。 （4） 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。 （5） 前記(4)の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。 （6） 防災（防災・減災への取り組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者<u>の避難行動に対する</u>理解の促進を図る。 （7） 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。 （8） 各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。 （9） 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。 また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。 （10） 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。 （11） 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及 市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避

修正内容①

新	旧
第11節 避難の受入れ活動計画 風水害の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。 また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。 1 避難計画の策定等 (1) 指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定 ア 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。 (2) 避難計画の作成 次の事項に留意して、避難計画を策定するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。 ア 避難指示の具体的な発令を行う判断基準及び伝達方法 イ 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法 （高齢者等避難、避難指示については第2章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」を参照） ウ 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類 エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 オ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 カ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (ア) 給食措置 (イ) 給水措置 (ウ) 毛布、寝具等の支給 (エ) 衣料、日用品の支給 (オ) 負傷者に対する救急救護 キ 指定避難所の管理に関する事項 (ア) 避難受入れ中の秩序保持	第11節 避難の受入れ活動計画 風水害の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。なお、避難計画は感染症対策に配慮することとし、県の地域防災計画に準じて対応することとする。 1 避難計画の策定等 (1) 指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定 ア 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。 (2) 避難計画の作成 次の事項に留意して、避難計画を策定するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。 ア 避難勧告、避難指示（緊急）の具体的な発令を行う判断基準及び伝達方法 イ 避難準備情報・高齢者等避難開始を伝達する基準及び伝達方法 （避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）については第2章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」を参照） ウ 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類 エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 オ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 カ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (ア) 給食措置 (イ) 給水措置 (ウ) 毛布、寝具等の支給 (エ) 衣料、日用品の支給 (オ) 負傷者に対する救急救護 キ 指定避難所の管理に関する事項 (ア) 避難受入れ中の秩序保持 (イ) 避難住民に対する災害情報の伝達

修正内容②

新	旧
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。 キ 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。 ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は北信地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。 市は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。 ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。 コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。 (3) 避難時の携帯品 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。 4 避難所の開設・運営 市は、収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため必要な措置を講ずる。 その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛星）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し、対策を講ずる。 (1) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのあるもので避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。 (2) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、感染症対策に努めるものとする。 (3) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。 (4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。 ア 避難者 イ 市民 ウ 自主防災組織 エ 他の地方公共団体 オ ボランティア カ 避難所運営について専門性を有した外部支援者 (5) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 (6) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。 (7) 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。 (8) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に	また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。 キ 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。 ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は北信地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。 市は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。 ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。 コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。 (3) 避難時の携帯品 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。 4 避難所の開設・運営 市は、収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。 (1) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのあるもので避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。 (2) 避難所を開設場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、感染症対策に努めるものとする。 (3) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。 (4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。 ア 避難者 イ 市民 ウ 自主防災組織 エ 他の地方公共団体 オ ボランティア カ 避難所運営について専門性を有した外部支援者 (5) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 (6) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。 (7) 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。 (8) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に

修正内容②

修正内容③

新	旧												
第14節 食料品等の調達供給活動 災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。 また、あらかじめ締結している応援協定等に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。 1 食料品等の調達 (1) 市における調達 市の備蓄食料及び流通在庫等により、調達する。 (2) 応援要請による調達 災害により、備蓄倉庫が被災し食料が供給できない場合及び計画等で定めた非常用食料の対応では食料が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して行う。 ア 「災害時における応急生活物資調達に関する協定」に基づく飯山商工会議所に対する要請（第7編資料4－10参照） イ 市内食料品販売業者及びながの農業協同組合に対する要請 ウ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づく生活協同組合コープながのに対する要請（第7編資料4－11参照） エ 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく長野県内市町村に対する要請（第7編資料4－2参照） オ 物資調達・輸送調整等支援システムを用いた近隣市町村及び県災害対策本部室への要請 2 食料品等の供給 (1) 食料供給の対象者 ア 避難所に収容された者 イ 家屋が全半壊（焼）流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者 ウ 災害地の応急対策作業に従事する者 エ その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められる者 (2) 応急用米穀の供給の基準 <table><tr><th>供給の対象</th><th>精米必要量</th></tr><tr><td>1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合</td><td>1食当たり 精米200g</td></tr><tr><td>2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合</td><td>1食当たり 精米300g</td></tr></table> (3) 物資の集積場所 調達食料・救援食料は、あらかじめ定められた場所に集積し、需給状況に応じて避難所や炊き出し実	供給の対象	精米必要量	1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200g	2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300g	第14節 食料品等の調達供給活動 災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。 また、あらかじめ締結している応援協定等に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。 1 食料品等の調達 (1) 市における調達 市の備蓄食料及び流通在庫等により、調達する。 (2) 応援要請による調達 災害により、備蓄倉庫が被災し食料が供給できない場合及び市のみの対応では食料が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して行う。 ア 「災害時における応急生活物資調達に関する協定」に基づく飯山商工会議所に対する要請（第7編資料4－10参照） イ 市内食料品販売業者及びながの農業協同組合に対する要請 ウ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づく生活協同組合コープながのに対する要請（第7編資料4－11参照） エ 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく長野県内市町村に対する要請（第7編資料4－2参照） オ 北信地域振興局長経由での県に対する要請 2 食料品等の供給 (1) 食料供給の対象者 ア 避難所に収容された者 イ 家屋が全半壊（焼）流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者 ウ 災害地の応急対策作業に従事する者 エ その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められる者 (2) 応急用米穀の供給の基準 <table><tr><th>供給の対象</th><th>精米必要量</th></tr><tr><td>1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合</td><td>1食当たり 精米200g</td></tr><tr><td>2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合</td><td>1食当たり 精米300g</td></tr></table> (3) 物資の集積場所 調達食料・救援食料は、あらかじめ定められた場所に集積し、需給状況に応じて避難所や炊き出し実	供給の対象	精米必要量	1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200g	2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300g
供給の対象	精米必要量												
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200g												
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300g												
供給の対象	精米必要量												
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200g												
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300g												

修正内容③

新	旧
施場所等に配分する。 (4) 炊き出しの実施 ア 炊き出しの方法 原則として指定避難所において行うものとするが、必要に応じて災害現場で行う。 このほか、学校給食施設などへ状況に応じて依頼する。 イ 炊き出し協力団体 炊き出しの実施に当たっては、自治会、赤十字奉仕団、婦人会等の協力を得て行う。 食料の調達供給体制 調達の流れ 0日 (0H) 0.5日 (12H) 1~2日 (24~48H) 2~3日 (48~72H) ウ 炊き出しの留意事項 (7) 炊き出しには飲料適水を使用する。 (4) 必要な器具、容器を十分確保する。	施場所等に配分する。 (4) 炊き出しの実施 ア 炊き出しの方法 原則として指定避難所において行うものとするが、必要に応じて災害現場で行う。 このほか、学校給食施設などへ状況に応じて依頼する。 イ 炊き出し協力団体 炊き出しの実施に当たっては、自治会、赤十字奉仕団、婦人会等の協力を得て行う。 食料の調達供給体制 ----- は、農林水産省等に対する緊急要請 ウ 炊き出しの留意事項 (7) 炊き出しには飲料適水を使用する。 (4) 必要な器具、容器を十分確保する。

新	旧
第2節 災害発生直前対策 風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、市民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。 1 市民に対する情報の伝達体制の整備 気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、市は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。 2 避難誘導体制の整備 (1) 風水害により、市民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。 (本章第11節「避難の受入れ活動計画」参照) (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする (3) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。 (4) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。 (5) <u>避難指示</u>等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。 (6) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）等により</u>具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を策定することとする。また、<u>避難指示</u>等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して<u>指示</u>したり、屋内での安全確保措置の区域を示して<u>指示</u>したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。 (7) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 3 災害未然防止活動 (1) <u>大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。</u> <u>(2) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u>	第2節 災害発生直前対策 風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、市民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。 1 市民に対する情報の伝達体制の整備 気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、市は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。 2 避難誘導体制の整備 (1) 風水害により、市民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。 (本章第11節「避難の受入れ活動計画」参照) (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする (3) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。 (4) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。 (5) <u>避難勧告</u>等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。 (6) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>同様に</u>具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を策定することとする。また、<u>避難勧告</u>等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して<u>勧告</u>したり、屋内での安全確保措置の区域を示して<u>勧告</u>したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。 (7) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 3 災害未然防止活動

修正内容③

新		旧	
修正内容③	第13節 食料品等の備蓄・調達計画 大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。 市は、この間防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。 また、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるとともに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行い、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。		第13節 食料品等の備蓄・調達計画 大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。 市は、この間防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。
	1 食料品等の備蓄・調達体制の整備 (1) 平成25・26年度に実施した地震被害想定結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、地域防災計画等で定める。 (2) 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。 (3) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。 (4) 県と市の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。 (5) 市民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。 (6) 市内の食料品小売業者等に協力を求め、災害時の食料品等調達体制の整備を推進する。		1 食料品等の備蓄・調達体制の整備 (1) 平成25・26年度に実施した地震被害想定結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、地域防災計画等で定める。 (2) 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。 (3) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。 (4) 県と市の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。 (5) 市民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。 (6) 市内の食料品小売業者等に協力を求め、災害時の食料品等調達体制の整備を推進する。
	2 食料等の供給体制の整備 (1) 備蓄食料等を円滑かつ速やかに供給するため、災害の状況、避難所の開設状況、被災者数等を的確に把握できる情報収集体制を整備する。 (2) 食料等の調達及び供給について、国、県、日赤奉仕団等及び地域住民の協力が得られる体制の整備を図る。 (3) 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ・釜）、食器類（茶わん・はし）調味料（味噌・塩）等についても整備するよう努める。 (4) 救援食料の集積場所及び輸送方法を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。 (5) 炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。		2 食料等の供給体制の整備 (1) 備蓄食料等を円滑かつ速やかに供給するため、災害の状況、避難所の開設状況、被災者数等を的確に把握できる情報収集体制を整備する。 (2) 食料等の調達及び供給について、国、県、日赤奉仕団等及び地域住民の協力が得られる体制の整備を図る。 (3) 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ・釜）、食器類（茶わん・はし）調味料（味噌・塩）等についても整備するよう努める。 (4) 救援食料の集積場所及び輸送方法を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。 (5) 炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。
	3 市民等に対する指導・啓発 市民や企業等に対して、食料の備蓄に関して次の事項について指導・啓発する。 (1) 自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても、市備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、1人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しがで		3 市民等に対する指導・啓発 市民や企業等に対して、食料の備蓄に関して次の事項について指導・啓発する。 (1) 自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても、市備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、1人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しがで

新	旧
(㍿) 児童生徒等の救護方法 (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法 (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法 (シ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等） (ス) 防災訓練の回数、時期、方法 (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施 (ソ) 風水害時における応急教育に関する事項 (タ) その他、学校長等が必要とする事項 (2) 施設・設備の点検管理 学校等における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。 ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。 イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。 ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。 (3) 防火管理 風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。 ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。 イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。 (4) 避難誘導 ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。 イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。 (㍿) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にする。 (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。 (ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。 (エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。	(㍿) 児童生徒等の救護方法 (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法 (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法 (シ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等） (ス) 防災訓練の回数、時期、方法 (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施 (ソ) 風水害時における応急教育に関する事項 (タ) その他、学校長等が必要とする事項 (2) 施設・設備の点検管理 学校等における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。 ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。 イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。 ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。 (3) 防火管理 風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。 ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。 イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。 (4) 避難誘導 ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。 イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。 (㍿) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にする。 (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。 (ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。 (エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。
5 在宅避難者等の支援 (1) 現状及び課題 以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。加えて、在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。 ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。） イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。） (2) 実施計画 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関	

新	旧
係機関で共有できるよう、体制整備に努める。	

新	旧
(16) ペットと同行避難について適切な体制整備に努める。 <u>(17) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。</u> <u>(18) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u> <u>(19) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u> 5 広域的な避難を要する場合の活動 (1) 被害が甚大で市域を超えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。 (2) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。 (3) この場合、避難者の把握、住民の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。 (4) 避難者を受け入れる場合は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。 (5) 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。 6 住宅の確保 市は、県と連携し、住居の被災により避難所生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。 なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。 (1) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。 (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。 (3) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第24条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。 ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。 イ 応急仮設住宅の建設のため、市公有地又は私有地を提供する。 ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。 エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。 (4) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。 (5) 周辺市町村から、利用可能な公営住宅等の情報提供を受ける。 (6) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 7 被災者等への的確な情報提供 <u>(1) 市は、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。</u> <u>(2) 市が自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。</u>	5 広域的な避難を要する場合の活動 (1) 被害が甚大で市域を超えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。 (2) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。 (3) この場合、避難者の把握、住民の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。 (4) 避難者を受け入れる場合は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。 (5) 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。 6 住宅の確保 市は、県と連携し、住居の被災により避難所生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。 なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。 (1) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。 (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。 (3) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第24条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。 ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。 イ 応急仮設住宅の建設のため、市公有地又は私有地を提供する。 ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。 エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。 (4) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。 (5) 周辺市町村から、利用可能な公営住宅等の情報提供を受ける。 (6) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 7 被災者等への的確な情報提供

修正内容④

修正内容⑤

新	旧
(3) 災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。 ア 所管施設の緊急点検体制の整備 イ 応急復旧体制の整備 ウ 防災用資機材の備蓄 エ 水防活動体制の整備 オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用用排水施設管理者） カ 災害に関する情報についての県、近隣市町村、関係機関との連携体制の整備 (4) 委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。 (5) 災害の発生に備え、事前に千曲川・犀川（緊急対応）タイムラインによる防災行動を確認するものとする。また、実際に千曲川・犀川（緊急対応）タイムラインを運用する際には、流域で危機感を共有するとともに、関係機関と連携し、早期の防災対応を行うものとする。	(1) 災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。 ア 所管施設の緊急点検体制の整備 イ 応急復旧体制の整備 ウ 防災用資機材の備蓄 エ 水防活動体制の整備 オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用用排水施設管理者） カ 災害に関する情報についての県、近隣市町村、関係機関との連携体制の整備 (2) 委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

修正内容⑥

新	旧
(ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の情報から生じる多様なニーズに適切に対応する。 イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分に配慮するものとする。 (ア) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、市民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。 (イ) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。 (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。 (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。 (オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。 (カ) 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。 (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。 (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。 (ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。 (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。 (サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。 (シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。 (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興 ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。 (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。 イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。 (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。 (イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。 (ウ) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、	(ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の情報から生じる多様なニーズに適切に対応する。 イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分に配慮するものとする。 (ア) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、市民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。 (イ) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。 (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。 (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。 (オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。 (カ) 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。 (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。 (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。 (ケ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。 (コ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。 (サ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。 (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興 ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。 (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。 イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。 (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。 (イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。 (ウ) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、

修正内容⑥

新	旧
ウ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 エ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じて近隣市村と指定避難所の相互提供等について協議を行う。 オ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。 <u>また、避難所の感染症対策については、第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。</u> カ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。 キ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。<u>また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。</u> ク 指定された避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、備蓄薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。 ケ 避難行動要支援者を安全にかつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。 なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。 コ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。 サ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所又は指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。 シ <u>「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタンダード</u>等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。 ス マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 セ 市が指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信施設の整備等に努める。<u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u> ソ 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。 タ 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。 チ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。	ウ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 エ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じて近隣市村と指定避難所の相互提供等について協議を行う。 オ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。 カ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。 キ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 ク 指定された避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、備蓄薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。 ケ 避難行動要支援者を安全にかつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。 なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。 コ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。 サ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所又は指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。 シ 「避難時マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。 ス マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 セ 市が指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信施設の整備等に努める。 ソ 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。 タ 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。 チ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

新	旧
第31節 防災知識普及計画 「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料、飲料水の備蓄など市民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るための適切な対応をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される大災害に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 市は、災害文化の伝承や、体系的な教育により、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 1 市民等に対する防災知識の普及活動 (1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、市民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 ア 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、<u>自動車へのこまめな満タン給油</u> イ 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 ウ 警報等や、<u>避難指示</u>等の意味や内容 エ 警報等発表時や<u>避難指示、高齢者等避難</u>の発令時にとるべき行動 オ 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識 カ 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識 キ 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識 ク 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識 ケ 正確な情報入手の方法 コ 要配慮者に対する配慮 サ 男女のニーズの違いに対する配慮 シ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 ス 平素市民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容 セ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について ソ 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて タ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 チ 各地域における風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識 ツ 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動 (2) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。 <u>なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。</u> <u>また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等</u>	第31節 防災知識普及計画 「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料、飲料水の備蓄など市民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るための適切な対応をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される大災害に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 市は、災害文化の伝承や、体系的な教育により、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 1 市民等に対する防災知識の普及活動 (1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、市民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 ア 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 イ 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 ウ 警報等や、<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>等の意味や内容 エ 警報等発表時や<u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令時にとるべき行動 オ 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識 カ 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識 キ 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識 ク 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識 ケ 正確な情報入手の方法 コ 要配慮者に対する配慮 サ 男女のニーズの違いに対する配慮 シ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 ス 平素市民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容 セ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について ソ 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて タ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 チ 各地域における風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識 ツ 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動 (2) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。

修正内容⑥

新	旧
<u>多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u> ア 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、<u>避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう</u>努めるものとする。また、ホームページ等での情報提供も行う。 （ア） 避難の確保を図るため必要な事項 （イ） 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地 イ 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。 （ア） 土砂災害に関する情報の伝達方法 （イ） 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項 （ウ） その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項 ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。 （3） 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。 （4） 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。 （5） 前記(4)の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。 （6） 防災（防災・減災への取り組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者<u>に対し、適切な避難行動に関する</u>理解の促進を図る。 （7） 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。 （8） 各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。 （9） 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。 また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、<u>マイ・タイムライン（台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画）の作成方法</u>等について、普及啓発を図るものとする。 （10） 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。 （11） 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及 市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避	ア 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する<u>こと</u>に努めるものとする。また、ホームページ等での情報提供も行う。 （ア） 避難の確保を図るため必要な事項 （イ） 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地 イ 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。 （ア） 土砂災害に関する情報の伝達方法 （イ） 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項 （ウ） その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項 ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。 （3） 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。 （4） 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。 （5） 前記(4)の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。 （6） 防災（防災・減災への取り組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者<u>の避難行動に対する</u>理解の促進を図る。 （7） 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。 （8） 各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。 （9） 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。 また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。 （10） 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。 （11） 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及 市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避

新	旧
(1) 非常災害時の整備 市は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導するものとする。 (2) 防災設備等の整備 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品（最低でも3 日分、可能な限り1 週間分程度）の備蓄を行うよう指導する。 (3) 組織体制の整備 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。 (4) 防災教育・防災訓練の実施 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。 (5) 応援体制及び受援体制の整備 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。 (6) 市は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。 (7) 市は、医療機関等の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。 (8) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。 (9) 市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部所 の調整や協定の締結等に努めるものとする。	(1) 非常災害時の整備 市は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導するものとする。 (2) 防災設備等の整備 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品（最低でも3 日分、可能な限り1 週間分程度）の備蓄を行うよう指導する。 (3) 組織体制の整備 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。 (4) 防災教育・防災訓練の実施 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。 (5) 応援体制及び受援体制の整備 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。 (6) 市は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。 (7) 市は、医療機関等の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。 (8) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。 4 観光客、外国籍市民、外国人旅行者等対策 (1) 観光客の安全対策の推進 ア 関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。 イ 観光関連事業者と連携して外国人旅行者にも対応した、「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。 (2) 外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備 4 観光客、外国籍市民、外国人旅行者等対策 (1) 観光客の安全対策の推進 ア 関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。 イ 観光関連事業者と連携して外国人旅行者にも対応した、「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。 (2) 外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

修正内容⑦

新		旧	
修正内容⑦	ウ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 エ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じて近隣市村と指定避難所の相互提供等について協議を行う。 オ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。 また、避難所の感染症対策については、第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。		ウ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 エ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じて近隣市村と指定避難所の相互提供等について協議を行う。 オ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。
	カ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。 キ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。 ク 指定された避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、備蓄薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。 ケ 避難行動要支援者を安全にかつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。 なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。 コ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。 サ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所又は指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めている。 シ 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。 ス マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 セ 市が指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信施設の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。 ソ 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。 タ 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。 チ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。		カ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。 キ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 ク 指定された避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、備蓄薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。 ケ 避難行動要支援者を安全にかつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。 なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。 コ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。 サ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所又は指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めている。 シ 「避難時マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。 ス マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 セ 市が指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信施設の整備等に努める。 ソ 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。 タ 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。 チ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

修正内容⑧

新	旧
第2節 災害発生直前対策 風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、市民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。 1 市民に対する情報の伝達体制の整備 気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、市は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。 2 避難誘導体制の整備 (1) 風水害により、市民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。 (本章第11節「避難の受入れ活動計画」参照) (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする (3) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。 (4) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。 (5) 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。 (6) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）等により</u>具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。 (7) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 3 災害未然防止活動 (1) <u>大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。</u> (2) <u>大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u>	第2節 災害発生直前対策 風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、市民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。 1 市民に対する情報の伝達体制の整備 気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、市は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。 2 避難誘導体制の整備 (1) 風水害により、市民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。 (本章第11節「避難の受入れ活動計画」参照) (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする (3) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。 (4) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。 (5) 避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。 (6) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。 (7) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 3 災害未然防止活動

新

第12節 避難受入れ及び情報提供活動

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を実施する。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に所在しているため高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対し状況に応じて、**高齢者等避難の伝達、避難指示**を行う。

高齢者等避難を伝達する者、**避難指示**を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、**高齢者等避難の伝達、避難指示**を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難**指示**等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

＜避難情報等＞			＜防災気象情報＞
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル 5	既に 災害が発生している又は発生しているおそれのある状況 です。 命を守るための最善の行動 をとしましょう。	緊急安全確保 ※1 ※1 市町村が災害の状況を確実把握できるものではない等の理由から、必ず発令される情報ではない 〔市町村が発令〕	警戒レベル 5 相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警戒 等
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示 〔市町村が発令〕	警戒レベル 4 相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難 しましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 〔市町村が発令〕	警戒レベル 3 相当情報 氾濫警戒情報 洪水警戒 等
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 〔気象庁が発表〕	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 〔気象庁が発表〕	
※ 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。			

(1) 実施機関

ア **高齢者等避難の伝達、避難指示、緊急安全確保**の実施機関は次表のとおりである。

旧

第12節 避難受入れ及び情報提供活動

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を実施する。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に所在しているため~~避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急）、避難勧告~~、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

1 ~~避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報~~

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対し状況に応じて、~~避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）~~を行う。

~~避難準備・高齢者等避難開始~~を伝達する者、~~避難勧告、避難指示（緊急）~~を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、~~避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）~~を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難**勧告**等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

図修正

＜避難情報等＞			＜防災気象情報＞
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル 5	既に 災害が発生している状況 です。 命を守るための最善の行動 をとしましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令 〔市町村が発令〕	警戒レベル 5 相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警戒 等
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示（緊急） ※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は事ねて避難を促す場合に発令 〔市町村が発令〕	警戒レベル 4 相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難 しましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 〔市町村が発令〕	警戒レベル 3 相当情報 氾濫警戒情報 洪水警戒 等
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 〔気象庁が発表〕	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 〔気象庁が発表〕	
※ 1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。			

(1) 実施機関

ア ~~避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報~~の実施機関は次表のとおりである。

新	旧
第1節 計画作成の趣旨 1 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、飯山市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、市民等がその全機能を発揮し、それぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。 2 計画の性格 この計画と長野県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が、全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、市の地域防災計画は、市民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用に当たっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、市長は地域防災に関して第一次的な責務を有する。 3 計画の修正 この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。 4 飯山市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた防災計画の作成等 飯山市国土強靱化地域計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。本市では、長野県国土強靱化計画に位置づけた国土強靱化の推進における7つの基本目標を踏まえ、 (1) 人命の保護 (2) 迅速な救助、救急活動等 (3) 行政機能、情報通信機能の確保 (4) ライフラインの確保、早期復旧 (5) 流通・経済活動の維持 (6) 二次的な被害の防止 (7) 元の生活へ の7つを基本目標として定めている。本計画では、飯山市国土強靱化地域計画を踏まえ、これに基づく防災対策の推進を図るものとする。 5 飯山市災害時受援計画を踏まえた防災計画の作成等 この計画は、大規模災害時において国や他県等から広域的な人的・物的応援を円滑に受け入れや受援業務の明確化など具体的な受援体制を構築するために策定した飯山市災害時受援計画とともに防災対応を実施するものとする。	第1節 計画作成の趣旨 1 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、飯山市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、市民等がその全機能を発揮し、それぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。 2 計画の性格 この計画と長野県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が、全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、市の地域防災計画は、市民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用に当たっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、市長は地域防災に関して第一次的な責務を有する。 3 計画の修正 この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

修正内容⑨

新	旧
第5節 広域相互応援計画 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、市町村相互、消防機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動が実施できるよう、体制の整備を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。 1 防災関係機関相互の連携体制整備 各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。 (1) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。 (2) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。 (3) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 (4) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。 <u>(5) 訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u> 2 県内全市町村間の相互応援協定 県内全市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。(第7編資料4－2参照) 市は、この協定に基づき平常時から連携強化を図り、<u>あらゆる災害に対応できるよう</u>相互応援体制を確立していく。 (1) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。 (2) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。 (3) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。 (4) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。 3 県内外消防本部間の消防相互応援体制 県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。(第7編資料4－1参照) また、大規模災害又は特殊災害発生時に、前記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動、消火活動等を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊運用要綱が制定された。 平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大	第5節 広域相互応援計画 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、市町村相互、消防機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動が実施できるよう、体制の整備を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。 1 防災関係機関相互の連携体制整備 各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。 (1) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。 (2) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。 (4) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。 2 県内全市町村間の相互応援協定 県内全市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。(第7編資料4－2参照) 市は、この協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立していく。 (1) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。 (2) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。 (3) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。 (4) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。 3 県内外消防本部間の消防相互応援体制 県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。(第7編資料4－1参照) また、大規模災害又は特殊災害発生時に、前記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動、消火活動等を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊運用要綱が制定された。 平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大

修正内容⑨

新	旧
規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。 この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する。 (1) 岳北消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。 (2) 岳北消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的 to 実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。 (3) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。 4 他市町村との応援協定 市では現在、富山県魚津市と「飯山市魚津市災害時相互応援協定」（第7編資料4－4参照）、山梨県山梨市と「大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書」（第7編資料4－5参照）、山形県長井市と「大規模災害等発生時における長井市・飯山市相互応援に関する協定書」（第7編資料4－6参照）、東京都国分寺市と「国分寺市飯山市災害時相互応援に関する協定書」（第7編資料4－7参照）、軽井沢町と「災害時における復旧作業等協力に関する協定書」（第7編資料4－8参照）を締結している。 この協定に基づき大規模災害時に対応するため、平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立していく。 <u>また、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣市町村に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との間の協定締結を検討する。</u> 5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備 県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。 この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。 協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。 また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。 6 広域防災拠点の確保 <u>大規模災害時において、国・県及び他市町村等から広域的な人的、物的支援を円滑に受け入れるため、飯山市災害時受援計画を策定した。</u> <u>この計画は、市内の情勢、関係機関の体制の変化、今後発生する災害への対応で得られる新たな知見等を踏まえ、継続的に更新するものとする。</u> <u>また、関係相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</u>	規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。 この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する。 (1) 岳北消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。 (2) 岳北消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的 to 実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。 (3) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。 4 他市町村との応援協定 市では現在、富山県魚津市と「飯山市魚津市災害時相互応援協定」（第7編資料4－4参照）、山梨県山梨市と「大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書」（第7編資料4－5参照）、山形県長井市と「大規模災害等発生時における長井市・飯山市相互応援に関する協定書」（第7編資料4－6参照）、東京都国分寺市と「国分寺市飯山市災害時相互応援に関する協定書」（第7編資料4－7参照）、軽井沢町と「災害時における復旧作業等協力に関する協定書」（第7編資料4－8参照）を締結している。 この協定に基づき大規模災害時に対応するため、平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立していく。 5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備 県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。 この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。 協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。 また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。 6 広域防災拠点の確保 (1) 市は、県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域における拠点を選定する。 (2) 3者で拠点の面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。 (3) 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握する。

修正内容⑨

新	旧
第8節 要配慮者支援計画 近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。 また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について施策を講じる。 1 要配慮者支援計画の作成 (1) 要配慮者支援計画の作成 市は、地域における被害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。 (2) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成 市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。 市が定める事項は、以下を必須とする。 ア 避難支援等関係者となる者 市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。 避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人と^{する}。 ・自主防災組織（区長） ・飯山警察署 ・岳北消防本部 ・民生委員・児童委員（地区会長） ・飯山市社会福祉協議会 ・その他、市長が必要と認めた支援者等 イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件とする。 生活の基盤が自宅にある方で以下の①～⑤のいずれかに該当し、かつ、同居する世帯員が65歳以上のみの世帯の者とする。ただし、同居する18歳未満の世帯員のみが支援者となる場合は、この限りではない。 ①要介護3以上の者 ②身体障害者手帳1・2級の者及び視覚又は聴覚障害による身体障害者手帳3～6級の者（心臓・腎臓機能の障害のみで該当する者は除く） ③療育手帳Aを所持する者 ④精神障害保健福祉手帳1級を所持する者 ⑤特定医療費（指定難病）受給者	第8節 要配慮者支援計画 近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。 また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について施策を講じる。 1 要配慮者支援計画の作成 (1) 要配慮者支援計画の作成 市は、地域における被害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。 (2) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成 市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。 市が定める事項は、以下を必須とする。 ア 避難支援等関係者となる者 市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。 避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人する。 ・自主防災組織（区長） ・飯山警察署 ・岳北消防本部 ・民生委員・児童委員（地区会長） ・飯山市社会福祉協議会 ・その他、市長が必要と認めた支援者等 イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件とする。 生活の基盤が自宅にある方で以下の①～⑤のいずれかに該当し、かつ、同居する世帯員が65歳以上のみの世帯の者とする。 ①要介護3以上の者 ②身体障害者手帳1・2級の者及び視覚又は聴覚障害による身体障害者手帳3～6級の者（心臓・腎臓機能の障害のみで該当する者は除く） ③療育手帳Aを所持する者 ④精神障害保健福祉手帳1級を所持する者 ⑤特定医療費（指定難病）受給者

修正内容⑩

修正内容⑩	新	旧
	⑥小児慢性特定疾病医療費受給者 ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 市は、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は、記録する。 また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係部署及び長野県で把握している情報を集約するよう努める。 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・電話番号その他の連絡先 ・避難支援等を必要とする事由（障がい等の種別） ・前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 エ 名簿の更新に関する事項 市は、住民の転入・転出、要介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するものとする。 オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる事項 市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、以下にあげる措置を講ずる。 ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難行動要支援者に限り提供する。 ・避難行動要支援者名簿を施錠可能な場所へ保管する等、厳重に管理するよう指導する。 ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。 ・避難行動要支援者名簿を避難支援等のように供する目的外のために、提供を受けた名簿情報を自ら利用し、又は当該避難支援等関係者以外のものに提供しないよう指導する。 カ 避難支援等関係者の安全確保 避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、市は、避難支援等関係者とされたものが避難支援等に法的な義務を負うものではなく、また、避難行動要支援者名簿に掲載されたとしても必ず支援が受けられるものではないということを周知する。 (3) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難支援等関係者に提供する名簿情報については、避難行動要支援者名簿を、原則として年1回、先に提供している名簿情報を差し替えて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 <u>なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。</u> (4) 避難行動要支援者名簿の提供 市は、避難支援等に携わる関係者として避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。	ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 市は、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は、記録する。 また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係部署及び長野県で把握している情報を集約するよう努める。 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・電話番号その他の連絡先 ・避難支援等を必要とする事由（障がい等の種別） ・前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 エ 名簿の更新に関する事項 市は、住民の転入・転出、要介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するものとする。 オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる事項 市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、以下にあげる措置を講ずる。 ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難行動要支援者に限り提供する。 ・避難行動要支援者名簿を施錠可能な場所へ保管する等、厳重に管理するよう指導する。 ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。 ・避難行動要支援者名簿を避難支援等のように供する目的外のために、提供を受けた名簿情報を自ら利用し、又は当該避難支援等関係者以外のものに提供しないよう指導する。 カ 避難支援等関係者の安全確保 避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、市は、避難支援等関係者とされたものが避難支援等に法的な義務を負うものではなく、また、避難行動要支援者名簿に掲載されたとしても必ず支援が受けられるものではないということを周知する。 (3) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難支援等関係者に提供する名簿情報については、避難行動要支援者名簿を、原則として年1回、先に提供している名簿情報を差し替えて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 (4) 避難行動要支援者名簿の提供 市は、避難支援等に携わる関係者として避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。